

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連絡グループ整理番号	

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等	
	単連	納税地	〒 _____ 電話() _____
	体結	(フリガナ)	
	法親	代表者氏名	_____ ④
人法	代表者住所	〒 _____	
人	事業種目	_____ 業	

連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署) _____ 電話() _____		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒 _____		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目	_____ 業				

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について
 租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。) { 第65条の7第11項(措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。)
 第68条の78第11項(措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。) } 若しくは
 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)
{ 第20条第9項(震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。)
 第26条の5第9項(震災特例法第26条の6第16項において準用する場合を含みます。)
}
 により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、
 措置法 { 第65条の8第3項 } 又は、震災特例法 { 第21条第3項 } により下記のとおり届け出を行い、
 措置法施行令 { 第39条の7第56項 } 又は、震災特例法施行令 { 第18条第39項 } により書類の提出を行います。
 第39条の106第46項 } 記 { 第21条の5第39項 }

適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年 月 日
譲渡 資産	種類	
	所在地	
	規模(土地等の場合は面積)	
	譲渡日	年 月 日
買取 得 資 見 産 込 又 資 は 産	種類	
	構造	
	所在地	
	規模(土地等の場合は面積)	
	取得(予定)日	年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細(別表等)		
その他参考となるべき事項		
提出書類(証明書等)		

税理士署名押印	
---------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-----	---------

(規格A4)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における 買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした 期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第56項・第39条の106第46項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項・第21条の5第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項若しくは震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が表の第1号から第18号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項（措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。）・同法第68条の78第9項（同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。）又は震災特例法第20条第7項（震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。）・同法第26条の5第7項（同法第26条の6第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
 - (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第56項・同令第39条の106第46項又は震災特例法施行令第18条第39項・同令第21条の5第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。